

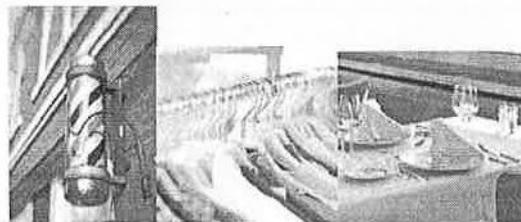
所管部課名	商工観光部 商工政策課							
事務事業名	創業支援事業							
根拠法令	商業者支援事業補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成27年度 予算額	3,000 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容			
		千円	千円	3,000 千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	補助金の交付件数		3	平成32年				
成果指標②								
補助対象者	川内商工会議所、薩摩川内市商工会及び株式会社まちづくり薩摩川内							
補助対象経費	新規の小売業者等が薩摩川内市内の空き店舗等を改装するのに要した工事							
補助対象事業・活動の内容	市内に存する空き家や空店舗等(中心市街地を除く)において、新規に出店する際の店舗改装費に対する補助及び新規雇用者(継続して6ヶ月雇用)に対する補助を川内商工会議所、薩摩川内市商工会において実施							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	改装工事に要する経費の2分の1(上限50万円) 新規雇用者(雇用保険適用)が6ヶ月以上継続雇用 30万円							
上記項目の積算方法	改装工事に要する経費の2分の1(上限50万円) 新規雇用者(雇用保険適用)が6ヶ月以上継続雇用 30万円							
補助 過去3 カ 年 の 事 業 ( 団 体 ) 等 の 決 算 状 況	収入	項目	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)
		自己資金	0	0.0%	0		0	0.0%
		会費収入		0.0%				0.0%
		事業収入		0.0%				0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%				0.0%
		市補助金	1,500,000	100.0%	0		2,889,000	100.0%
				0.0%				0.0%
	(前年度繰越金)		0.0%				0.0%	
	計	1,500,000	100.0%	0		2,889,000	100.0%	
	支出	事業費	1,500,000	100.0%	0		2,889,000	100.0%
		人件費		0.0%				0.0%
		その他事務費		0.0%				0.0%
				0.0%				0.0%
				0.0%				0.0%
(翌年度繰越金)			0.0%				0.0%	
計		1,500,000	100.0%	0		2,889,000	100.0%	
支出計/前年度支出計				0.0%				
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金		0.0%				0.0%		
交付件数		3		0		4		
成果指標の推移①		4		2		2		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】平成24年度「継続」 【事業のPR方法】FMIによる告知や、川内商工会議所、薩摩川内市商工会等で開催される会議等の場において、制度説明会を実施した。							

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	新規事業、創業が促進され、産業の活性化、雇用の増加が見込まれ、所得の向上が期待できる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	①に該当する
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	新規店舗出店時の初期費用の軽減を実施することで、その後の経営の安定化が図られることで産業の活性化を促し、新たな雇用が見込まれることで、経済の活性化も図られる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	中小企業の経営体質の強化や新規創業支援を目的とした市内中小企業者への支援であり、市が行うことが望ましい。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助額に上限を設けており、妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	新規出店時のみの補助であり、固定的な補助とはならない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	地域経済や雇用の安定に繋がる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	市内の空店舗対策、雇用の確保を図るために実施している事業であり、妥当である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	適正な運用がなされている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次)結果	≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input checked="" type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 経済対策事業として実施しており、景気の動向によっては見直しを実施する。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

薩摩川内市では、市内の空き店舗などへ新規出店をされる方に、店舗改装経費及び新規雇用に対する一時金を補助する制度を設けています。



### 補助対象となる業種

- 小売業
- 飲食業（昼間を中心に営業するもの）  
（※「昼間を中心に」とは、開店時刻から午後6時までの営業時間が、午後6時から閉店時刻までの営業時間以上であること）
- 理容及び美容業

### 補助対象地域、補助率、補助金額、補助金の申請先

補助対象地域	補助率	補助金額	補助金の申請先
川内商工会議所管内 〔 中心市街地(注1)、高城地域(注2) を除く川内地域 〕	改装費用の <b>2分の1</b> 以内	<b>50万円</b> 以内	川内商工会議所 TEL(0996)22-2267
薩摩川内商工会管内 〔 高城(注2)、樋脇、入来、東郷、祁答院、甑島の各地域 〕			薩摩川内市商工会 TEL(0996)44-2045

(注1) 中心市街地・・・西向田町、東向田町、向田本町、神田町、若松町、西開聞町、東開聞町、鳥追町、横馬場町、白和町の全部および平佐町のうち川内駅周辺の一部  
(注2) 高城地域・・・高城、陽成、水引、湯田、西方の各町

- ▼申請後に開催される事業者支援事業補助金審査会の審査により、補助金交付の可否を決定します。
- ▼新規開業や市外からの移転・出店などから1年以内に、市内へ再出店・移転するものは補助の対象とはなりません。

### 雇用創出

※ 1人あたり30万円以内  
新規雇用一時金については商業を新たに開始すると同時に、継続して雇用（雇用保険適用で6ヶ月以上雇用したものに限り）する労働者として雇い入れた者。

### 補助金申請に必要な書類（※申請には下記のすべてが必要です）

- |                         |                    |
|-------------------------|--------------------|
| ①事業者支援事業補助金交付申請書        | ⑦平面図               |
| ②出店計画書                  | ⑧改装に係る費用の見積書の写し    |
| ③資金計画書                  | ⑨改装前の店舗写真          |
| ④事業所得に関する決算書又は資金を証明する書類 | ⑩誓約書               |
| ⑤店舗の売買契約書又は賃貸借契約書の写し    | ⑪申請人に係る市税の滞納のない証明書 |
| ⑥位置図                    | ⑫雇用の事実の分かる書類       |
|                         | ⑬その他必要と認める書類       |

●「⑩申請人に係る市税の滞納のない証明書」について、申請者の方が市内に住所・所在地などがある場合、「①空き店舗改装費補助金交付申請書」を提示のうえ、市役所本庁または支所の税務窓口で交付請求していただく、無料で発行します。

### お問合せ

- 薩摩川内市役所 商工政策課 担当: 濱田・福山 【TEL(0996)23-5111(内線 4321・4323)】
- 川内商工会議所 【TEL(0996)22-2267】
- 薩摩川内市商工会 本所 【TEL(0996)44-2045】

## 商業者支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる商業者支援事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 商業者支援事業補助金に係る補助事業者等は、川内商工会議所、薩摩川内市商工会及び株式会社まちづくり薩摩川内とする。

(補助金の額)

第3条 商業者支援事業補助金の額は、次条に定める経費の合計額とする。

(補助対象経費)

第4条 商業者支援事業補助金に係る補助対象経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 新規の小売業者等が薩摩川内市内の空き店舗等を改装するのに要した工事費に対し2分の1（千円未満切捨て）を交付した補助金（以下「空き店舗改装費補助金」という。）及びこれを推進・実施するのに要した経費。

ただし、空き店舗改装費補助金の額は対象の空き店舗等ごとに中心市街地にあつては100万円を限度とし、その他地域においては、50万円を限度とする。

- (2) 中心市街地の活性化を目的にテナントミックスを実践するために必要な業種構成・店舗配置等の検討及び空き店舗の権利関係や地権者の意向調査（以下「テナントミックス調査事業」という。）に要する経費

(交付の申請)

第5条 商業者支援事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前条第1号に係る事業を行う場合は補助事業者等が定めた空き店舗改装費補助金取扱要綱

- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(実績報告)

第6条 商業者支援事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第4条第1号に係る事業を行った場合は空き店舗改装費補助金交付状況明細

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第7条 商業者支援事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、当該空き店舗改装費補助金の交付件数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第8条 補助事業者等が定めた空き店舗改装費補助金取扱要綱に基づき交付先から補助事業者等に返還金が生じた場合は、すみやかに市長へ報告するとともに、同額の商業者支援事業補助金を市長へ返還しなければならない。

2 商業者支援事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の商工振興政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

## 商業者支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成26年薩摩川内市告示第144号）第2条の表に掲げる商業者支援事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 商業者支援事業補助金に係る補助事業者等は、川内商工会議所、薩摩川内市商工会とする。

(定義)

第3条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗 商業者が3ヶ月以上決まっていない状態の店舗をいう。
- (2) 空き家 個人が居住を目的として建築または購入したが、3ヶ月以上住んでいない状態が経過する建物をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物を除く。

(補助金の額)

第4条 商業者支援事業補助金の額は、次条に定める経費の合計額とする。

(補助対象経費)

第5条 商業者支援事業補助金に係る補助対象経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 小売業者等が、新たに開業を目的に薩摩川内市内の空き店舗及び空き家を改装するのに要した工事費に対し2分の1（千円未満切捨て）を交付した補助金（以下「空き店舗等改装費補助金」という。）及びこれを推進・実施するのに要した経費。  
ただし、空き店舗等改装費補助金の額は対象の空き店舗及び空き家ごとに50万円を限度とする。
- (2) 空店舗等改装費補助金の交付を受けた小売業者等が、新規雇用した場合の一時金として交付した補助金に要した経費。  
ただし、一人につき30万円を上限とし、雇用保険適用で6ヶ月以上雇用したものに限る。

(交付の申請)

第6条 商業者支援事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前条第1号に係る事業を行う場合は補助事業者等が定めた空き店舗等改装費補助金取扱要綱

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類  
(実績報告)

第7条 商業者支援事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 第4条第1号に係る事業を行った場合は空き店舗等改装費補助金交付状況  
明細

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類  
(効果の測定)

第8条 商業者支援事業補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、当該空き店舗等改装費補助金の交付件数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 補助事業者等が定めた空き店舗等改装費補助金取扱要綱に基づき交付先から補助事業者等に返還金が生じた場合は、すみやかに市長へ報告するとともに、同額の商業者支援事業補助金を市長へ返還しなければならない。

2 商業者支援事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の商工振興政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

## 川内商工会議所商業者支援事業補助金取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は薩摩川内市内の空き店舗もしくは空き家を活用して商業を新たに開始する者に対し、空き店舗等改装費補助金（以下「改装費補助金」という。）及び新規雇用に対する一時金（以下「新規雇用一時金」という。）を交付することにより、本市の商業の活性化を図ることを目的とする。

### (補助措置)

第2条 川内商工会議所の地区（薩摩川内市中心市街地は除く）で、テナントの1階部分もしくは空き家を購入又は直接その所有者から賃借して商業を開始した者に商業者支援事業補助金を交付することができる。

### (定義)

第3条 この要綱において「川内商工会議所の地区」とは、平成16年10月12日現在における薩摩川内市の区域（平成16年10月11日現在における川内市高城町地域及び薩摩郡樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村を除く）をいう。

2 この要綱において「中心市街地」とは、薩摩川内市が中心市街地の活性化に関する法律に基づき指定した区域をいう。

3 この要綱において「中小企業」とは、中小企業基本法第2条に規定する企業をいう。

4 この要綱において「風俗営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業をいう。

5 この要綱において「空き店舗等」とは、購入又はテナント営業する商業者もしくは入居者が概ね3ヶ月以上決まっていない状態の店舗もしくは空き家をいう。

### (商業者支援事業補助金交付対象者)

第4条 前条の商業者支援事業補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は次の要件をすべて備えるものではない。

(1) 川内商工会議所の地区内（中心市街地を除く）における出店であること。

(2) 小売業、飲食店（昼間中心）、美容店、理容店を営むものであること。

なお、昼間中心とは、開店から午後6時までの営業時間が、午後6時から閉店までの営業時間以上である場合をいう。

(3) 中小企業又は日本国内に戸籍を有する満18歳以上の個人であること。

(4) 禁固刑等を受けている場合、その執行を終えてから3年を経過していること。

(5) 川内商工会議所の会員となり、経営指導を受けること。

(6) 出店する店舗地域の自治会及び振興組合等に参加すること。

(7) 商業者支援事業補助店舗であることを看板に明記、若しくはわかるようにすること。

(8) 夜間中心の業務を営む以外の者であること。

(9) 風俗営業及び別表1に掲げるもの以外の業務を営む者であること。

(10) 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業に関する者及び類似の業種は除く。

(11) 市税等を滞納していない者であること。

(12) 新規開業、薩摩川内市外からの移転又は新たに支店等を出店する場合に限り、1年以内の市内における再出店・移転でないもの。

(13) 賃借にあつては、空き店舗等の所有者又は管理者と直系の親族でないこと。

(14) 国、県の補助制度を利用しない者であること。

(15) 新規雇用一時金については商業を新たに開始すると同時に、継続して雇用する労働者として雇い入れること。

(16) 新規雇用一時金については次の場合は除く。

ア 雇用保険に加入していないもの

イ ハローワークの紹介のない者を雇用したもの

ウ 事業主の家族、親族及び縁故者を雇用したもの

エ 雇用開始日の前日までに雇用関係または就労していた者を同一事業者へ雇い入れたもの

(商業者支援事業補助金交付額)

第5条 改装費補助金の額は、空き店舗等の改装のための内装工事、外装工事、給排水設備工事（給水負担金及び下水道負担金を除く。）、電気・ガス工事、サイン工事及び空調施設等の附帯設備に要する経費の2分の1（千円未満切捨）とする。ただし、50万円を限度とする。

2 新規雇用一時金は、一人につき30万円とする。

(商業者支援事業補助金交付対象件数の範囲)

第6条 商業者支援事業補助金交付件数は予算の範囲内で決定する。

(商業者支援事業補助金の申請)

第7条 商業者支援事業補助金の交付を受けようとする者は次に掲げる書類を添えて改装前に川内商工会議所へ提出しなければならない。

- (1) 商業者支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 出店計画書（様式第2号）
- (3) 資金計画書（様式第3号）
- (4) 事業所得に関する決算書又は資金を証明する書類
- (5) 店舗の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (6) 位置図
- (7) 平面図
- (8) 改装に係る費用の見積書の写し
- (9) 改装前の店舗写真
- (10) 誓約書（様式第4号）
- (11) 申請人に係る市税の完納証明書
- (12) 雇用の事実の分かる書類
- (13) その他会頭が必要と認める書類

(審査会の設置)

第8条 前条の交付申請書を審査するために商業者支援事業補助金審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員3名で構成し、全員出席のもと、審査基準（様式第5号）により、申請内容等の審査を行う。

(商業者支援事業補助金の交付決定)

第9条 川内商工会議所は、第7条の交付申請書を受理したときは、早急に審査会を開催し、適当と認めるときは、速やかに当該補助金の交付を決定し、その旨を商業者支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号の1、様式第6号の2。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(商業者支援事業補助金の実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了し、かつ事業開始から3ヶ月経過したときは、直ちに次に掲げる書類を添えて、川内商工会議所へ提出しなければならない。

- (1) 商業者支援事業補助金実績報告書（様式第7号の1）
- (2) 改装に要した経費の領収書の写し
- (3) 改装後の店舗写真
- (4) 事業開始を証明する書類

(5) その他会頭が必要と認める書類

2 新規雇用一時金の補助事業者は、新規雇用後6ヶ月経過したときは、直ちに次に掲げる書類を添えて、川内商工会議所へ提出しなければならない。

- (1) 商業者支援事業補助金実績報告書（様式第7号の2）
- (2) 雇用の事実の分かる書類
- (3) その他会頭が必要と認める書類

(商業者支援事業補助金の額の確定)

第11条 川内商工会議所は、前条の実績報告書を受理したときは、関係書類の審査又は必要に応じて行う現地実地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、当該交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

2 前項の通知は、商業者支援事業補助金確定通知書（様式第8号の1、様式第8号の2。以下「確定通知書」という。）によりこれを行うものとする。

(商業者支援事業補助金等の交付の請求)

第12条 補助事業者等は、確定通知書を受理したときは、商業者支援事業補助金請求書（様式第9号の1、様式第9号の2。以下「請求書」という。）により補助金等の交付の請求をすることができる。

(商業者支援事業補助金の交付決定の取り消し又は返還)

第13条 申請者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認めるときは当該商業者支援事業補助金に係る交付決定を取り消し、かつ既に交付した商業者支援事業補助金の返還を求めることができる。

- (1) 商業者支援事業補助金等をその目的外の用途に使用したときは全額。
- (2) 商業者支援事業補助金等の交付に係る要件に違反する行為等をしたときは全額。

(その他)

第14条 本要綱に定めるものの他、運営に必要な事項は川内商工会議所会頭がその都度定める。

附 則

この要綱は、平成21年 4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

この要綱は、平成22年 4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年 4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月1日から施行する。

別表1

項目	事業内容
1	場外馬券売場、場外車券売場
2	奢侈遊興にわたるもので料金が大众的でないもの
3	公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがあるもの
4	一時的または投機的なもの
5	寄付金、賛助金、助成金及び補助金等の収入が総収入のうち相当部分を占めるもの
6	単に社会福祉または慈善等を目的とするもの
7	国または地方公共団体の経営するもの